

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分取消等請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国

平成21年7月10日棄却・不受理・確定

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年2月15日判決、本資料258号－37・順号10895）

（控訴審・東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成21年2月18日判決、本資料259号－31・順号11144）

決 定

上告人兼申立人	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	山下 清兵衛 大森 浩司 田代 浩誠
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	武藤 政男

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号法人税更正処分取消等請求事件について、同裁判所が平成21年2月18日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成21年7月10日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 竹内 行夫

裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀